

平成28年度第2回 岩手県在宅医療推進協議会	資料3-1
平成29年3月28日	
岩手県保健福祉部長寿社会課	

「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」補足資料案の概要
(ワーキンググループでの議論と今後の活用方策)

1 経緯

前回平成29年1月16日に開催した在宅医療推進協議会において、作成を提案したところ。
平成29年1月23日に在宅医療推進協議会市町村等実務者ワーキンググループ(WG)にて協議し、2月下旬にWG委員と書面協議を行った上で、別添のとおり案として作成し、提出するものである。

2 補足資料における追加項目等

別添のとおり。

3 補足資料のポイント

<重点事項>

- ・ 手引きの内容で特に重要と思われる事項を補足すること。
- ・ 各項目の具体的な取組において、市町村等における事業執行上の注意点、留意点の解説が少ないため、補足すること。
- ・ 関連する県の取組についての資料を掲載すること。(事業の実施要綱等)

<主な記載内容>

- ・ 在宅医療を実践する者へのヒアリング実施など、実態把握などに向けて必要な取組を追記
- ・ 担当役員の推薦を郡市医師会に要請するなどの、在宅医療と介護の連携を協議する協議体へ招へいする構成員の選任方法を紹介
- ・ 介護保険法だけでなく、健康保険法の施設基準届出における「在宅療養支援診療所」など関連法令における取組、考え方を紹介
- ・ 県内各市町村が設置した医療介護連携に係る協議体の設置要綱や取組状況など、実際の取組例を紹介
- ・ 専門人材が不足している県内の状況に合わせて、他分野の業務経験者の招へいなど、在宅医療と介護の連携を担う人材の選任方法を紹介

4 WGでの議論と明らかになった新たな課題

WGにおいては、補足資料が「参考書」として、市町村に求められる8項目の取組に係る留意点等を網羅しているとの評価があった一方、次のような点について議論があった。

- ・ 詳細な内容となった補足資料を活用していくために、たとえば、取組の進まない市町村等の立場に立ったより平易な資料や簡便な支援ツールが必要ではないか。
- ・ いきなり、全て理想どおりのハイレベルな取組を行うのは難しいことから、市町村に対して取組の優先順位を示すべきではないか。

5 4を受けた対応案

法令により全ての市町村が取組を求められていることを踏まえると、

ア 市町村に取り組みへの着手を促すほか、個々の対応で難しい場合における広域的連携での対応を促す

イ 着手済みの市町村については取組を更に深める

など、二段階の取組が必要であるが、法令による取り組み開始期限が迫っていることから、平成29年度は、特にアの取組を重点的に進めて行く必要がある。

そこで、アの観点から、作成した資料も参考に市町村の現状の取組段階に応じた、優先的に取り組むべき事項の整理や、着手に直結する実務的、具体的な取組のモデル事例等について、WGで検討することとしたい。